

○日本郵便株式会社法施行規則案（郵便局株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部を改正する省令案） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（銀行窓口業務）</p> <p>第 条 日本郵便株式会社法（以下「法」という。）第二条第二項本文に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為に係る銀行代理業のうち利用者本位の簡便な方法により行われるものである。その取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする。</p> <p>一 流動性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れを内容とする契約の締結の代理</p> <p>二 定期性預金のうち簡易な貯蓄の手段であるものの受入れを内容とする契約の締結の代理</p> <p>三 為替取引のうち簡易な送金及び債権債務の決済の手段であるものを内容とする契約の締結の代理</p> <p>2] 法第二条第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 銀行窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項</p> <p>二 銀行窓口業務契約に係る手数料に関する事項</p> <p>（保険窓口業務）</p> <p>第 条 法第二条第三項本文に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる保険募集及び関連保険会社の事務の代行のうち利用</p>	<p>（新設）</p>

者本位の簡便な方法により行われるものであって、その取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする。

一 終身保険（被保険者を一人とするものであって、被保険者が死亡したことにより、又は被保険者が死亡したことのほか被保険者の生存中に一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。）のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集

二 養老保険（被保険者を一人とするものであって、被保険者の生存中に保険期間が満了し、若しくはその期間の満了前に被保険者が死亡したことにより、又はこれらの事由のほか被保険者の生存中に保険期間内の一定の期間が満了したことにより保険金の支払をするものをいう。）のうち簡易に利用できるものの保険契約に係る保険募集

三 前二号に規定する保険契約に係る保険金の支払の請求の受理に関する事務の代行

2| 法第二条第三項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保険窓口業務契約の期間、更新及び解除に関する事項

二 保険窓口業務契約に係る手数料に関する事項